

別 紙

和歌山市ひとり親家庭等日常生活支援事業に係る業務委託仕様書

1 目的

母子家庭、寡婦及び父子家庭で疾病等により一時的に支援を必要とするもの及び母子家庭又は父子家庭となって間がなく、いまだ生活が安定しない世帯に生活支援員を派遣し、必要な支援を行い、もってひとり親家庭等の福祉の増進に資することを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3 委託業務の内容

市長が支援を決定した世帯に生活支援員を派遣する。

(1) 支援の内容

生活支援員が行う支援内容は、和歌山市母子家庭、寡婦及び父子家庭生活支援員派遣に関する条例第3条第2項に定めるものとする。

(2) 支援の実施場所

派遣対象世帯の居宅とする。ただし、派遣対象世帯員全員が不在の時は支援を行わないこと。

4 生活支援員の選定等

事業者は次の要件を満たす者のうちから、生活支援員を選定し、派遣するものとする。

- (1) 自ら子育てをした経験又は子育てに関する事業に従事した経験を有すること。
- (2) 本仕様書3(1)にある支援内容を適切に遂行する能力を有すること。
- (3) 心身ともに健全であること。
- (4) ひとり親家庭等の福祉の向上に理解と熱意を有すること。

5 スタッフ体制

事業者は本事業の実施にあたり、次の体制を整備すること。

- (1) 実施責任者を配置すること。
- (2) 生活支援員の相談指導体制を確保すること。
- (3) 苦情相談窓口を設置し、責任者及び担当者を配置すること。

6 帳簿等の整備等

- (1) 本事業の適正な実施を確保するため、次に掲げる帳簿等を整備すること。
 - ① 生活支援員の氏名、住所、提供可能な支援を記入した名簿
 - ② 本仕様書5にあるスタッフの氏名、連絡先を記入した名簿
 - ③ その他関係書類
- (2) 前項の書類は、委託事業終了後5年間保存するものとする。
- (3) 事業者は本事業の実施にあたり和歌山市から提供を求められた事項について速やかに報告すること。

7 支援の履行確認

生活支援員は、支援終了後、速やかに支援の内容その他必要な事項を利用確認書に記入し、派遣対象世帯員から履行の確認を受けること。

8 委託業務の報告

事業者は、本事業の支援終了後、1件毎に速やかに事業報告書を和歌山市に提出し、その承認を受けること。

9 委託金

実績払とし、以下の経費を含むものとする。

- (1) 活動中の事故等に備え加入する保険料
- (2) 派遣する生活支援員に係る交通費
- (3) 事務費

10 個人情報取扱いに関する事項

本事業に関して取り扱う個人情報については、和歌山市情報セキュリティポリシー、個人情報保護法その他関係法令等を遵守しなければならない。

11 再委託の禁止

本事業の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

12 その他

- (1) 不明な点が生じた場合は、和歌山市子ども家庭課に確認すること。
- (2) 本仕様書に規定している事項以外については、事業者と和歌山市が協議の上決定するものとする。